



平成30年1月12日

沖縄県損害保険代理業協会
セミナー レジюме

日本損害保険代理業協会
副会長 小出 富晴

金融審議会保険WGからみた保険業法改正
～保険業法改正の底流を検証する～

新年明けましておめでとうございます。

新年早々貴重なセミナーの時間を頂きまして誠にありがとうございます。

ここでは、保険業法が改正されることの大切な意味合いと、代理店・募集人にもたらす裏側をご紹介させていただきます。

裏側で「こんな論議があったのか」をご紹介しますとともに、今回の改正がわれわれにとって“厳しいばかり”ではないこともご理解いただければと思います。

保険業法が改正されるまで、実に5年という長い時間を要しており、その間に論議された項目の中に、もちろんわれわれ代理店・募集人に対し“規制”という言葉に代表される事項はありますが、論議を経て“助かった”という事項のあることもご紹介したいと思います。

私個人的には“代協活動の現状と課題の伝道師”と勝手に思っておりますので、平成29年度版、28年度版を引用して、時系列で進めさせていただきます。

I、保険業法改正法案成立までの約2年間

○H24年 金融審議会保険WGの開催

歴史的には、

2005(H15)年保険金の支払い漏れ事件、

2005(H17)年～2006(H18)年の販売勧誘の在り方PT「中間論点整理」

2008(H20)年～2009(H21)年の保険の基本問題WG「中間論点整理」

2011(H23)年～2012(H24)年の金融業の中長期的あり方WG「現状と展望」

という時間を要して金融審議会保険WGと続きます。

詳しくは「現状と課題 25年度版～28年度版」参照

上記PTには日本代協がメンバーとして、基本問題WGには参考人として、さらに金融審議会保険WGは期間一年間を通じ全16回の開催があり実務者委員として出席しています。

○H25年 金融審議会保険WGの報告書が公表

①保険募集の基本的ルールの創設と代理店に対する体制整備義務

②保険募集の基本的ルール

③募集文書の簡素化

④適用除外

⑤保険募集人の義務



- ⑥乗合代理店に対する規制
- ⑦手数料の開示
- ⑧代理店の賠償責任
- ⑨募集規制の適応範囲
- ⑩委託型募集人の適正運用

II、保険業法改正までの約2年間

- H26年 改正保険業法閣議決定、衆院通過、参議院通過
「保険業法等の一部を改正する法律案」の成立（H28/5/29施行）
- H27年 「保険会社向けの総合的な監督指針」の公表
保険会社又は 保険募集人・・・明記され監督の範囲が募集人にも及ぶ
募集関連行為、再委託の禁止（三者間契約スキーム）、乗合代理店への規制
比較推奨販売、

III、改正保険業法施行から約2年間

- H28年 改正保険業法施行
ルールベース ⇒ プリンシプルへ
フィデューシャリー・デューティー ⇒ 顧客本位の業務運営へ
H29年 代理店ヒアリングの開始
追加ヒアリングを経て金融庁に影響
- H29年 金融検査局の廃止
金融庁ヒアリングの実施 ⇒ モデル代理店 金融庁はどう理解したか
金融処分庁から金融育成庁へ
ガイドライン（1億、3名）
金融庁検査時の合い言葉 ; ロープレ、300条、283条

☞気になる言葉

<u>大型代理店</u>	代理店が手数料の高で保険販売か
<u>非対面販売</u>	法的に規制
<u>銀行代理店</u>	苦情の多さ（消費者団体）
<u>紹介代理店</u>	法的に規制（リーズ業者；見込客情報を代理店やFPに販売する業者）
<u>代理店手数料の開示</u>	法的には見送り
<u>代理店賠償</u>	検討されるも今回は見送り
<u>特別利益の提供</u>	法的に規制（300条1-5、au・ライフネット生命、図書券、QUOカードカタログギフト）
<u>委託型募集人</u>	三者間契約スキーム
<u>ディーラーの抱き合わせ販売</u>	現状と課題に初めて表現
<u>キャンペーン</u>	大きな費用と保険料